

市第13号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する  
条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 6 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（  
平成 3 年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

泉新橋榎橋地区地区整備計 画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された横浜国際 港都建設計画泉新橋榎橋地区地区計画において地区整備計画 が定められている区域
---------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

泉新橋榎橋地 区地区整備計 画区域	A 地 区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（住戸の数が 3 以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼 ねるもののうち令第130条の 3 に規定するもの 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第 130条の 4 に規定する公益上必要なもの 5 前各号の建築物に附属するもの
	B 地 区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（住戸の数が 3 以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼 ねるもののうち令第130条の 3 に規定するもの 3 学校、図書館その他これらに類するもの

		<p>4 診療所</p> <p>5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第 130条の 4 に規定する公益上必要なもの</p> <p>6 物品販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>7 前各号の建築物に附属するもの</p>
	C 地 区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第 130条の 4 に規定する公益上必要なもの</p> <p>3 前 2 号の建築物に附属するもの</p>

別表第 6 に次のように加える。

<p>泉新橋榎橋地 区地区整備計 画区域</p>	<p>A 地 区</p> <p>B 地 区</p>	<p>130平方メートル</p>	<p>次のいずれかに該当する 土地</p> <p>1 公衆便所、巡査派出所 その他これらに類する公 益上必要な建築物の敷地 として使用するもの</p> <p>2 図書館、管理事務所そ の他これらに類する居住 者の共同の利便に供する 建築物の敷地として使用 するもの</p> <p>3 土地区画整理法第103 条第 1 項の規定による換 地処分又は同法第98条第 1 項の規定による仮換地 の指定を受けたもので、 所有権その他の権利に基 づいてその全部を一の敷 地として使用するもの</p>
----------------------------------	---------------------------	------------------	--

別表第 7 に次のように加える。

			<p>次のいずれかに該当する 建築物又は建築物の部分</p> <p>1 外壁又はこれに代わる 柱の中心線の長さの合計</p>
--	--	--	--

泉新橋榎橋地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区 C 地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
-----------------	----------------------	---	--

別表第 8 に次のように加える。

泉新橋榎橋地区地区整備計画区域	A 地区	1 10メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
-----------------	------	--	--

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提 案 理 由

泉新橋榎橋地区地区整備計画区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。

。

参 考

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

（太線部分が改正案）

別表第 1 適用区域（第 3 条）

名 称	区 域
（省 略）	
泉新橋榎橋地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉新橋榎橋地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

別表第 2 建築物の用途の制限（第 5 条）

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築してはならない建築物
（省 略）		
泉新橋榎橋地区地区整備計画区域	A 地 区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（住戸の数が 3 以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の 3 に規定するもの 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第 130条の 4 に規定する公益上必要なもの 5 前各号の建築物に附属するもの
	B 地 区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（住戸の数が 3 以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の 3 に規定するもの 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第 130条の 4 に規定する公益上必要なもの 6 物品販売業を営む店舗又は飲食店 7 前各号の建築物に附属するもの

C 地 区	次に掲げる建築物以外のもの 1 学校、図書館その他これらに類するもの 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第 130条の4に規定する公益上必要なもの 3 前2号の建築物に附属するもの
-------	---

( 備考省略 )

別表第 6 建築物の敷地面積の最低限度 ( 第 8 条 )

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の敷地面積の最低限 度	適用の除外
( 省 略 )			
泉新橋榎橋地 区地区整備計 画区域	A 地 区 B 地 区	130平方メートル	次のいずれかに該当する 土地 1 公衆便所、巡査派出所 その他これらに類する公 益上必要な建築物の敷地 として使用するもの 2 図書館、管理事務所そ の他これらに類する居住 者の共同の利便に供する 建築物の敷地として使用 するもの 3 土地区画整理法第103 条第1項の規定による換 地処分又は同法第98条第 1項の規定による仮換地 の指定を受けたもので、 所有権その他の権利に基 づいてその全部を一の敷 地として使用するもの

( 備考省略 )

別表第 7 壁面の位置の制限 ( 第 9 条 )

(あ)	(い)	(う)	(え)
-----	-----	-----	-----

区 域	地 区	壁面の位置の制限	適用の除外
( 省 略 )			
泉新橋榎橋地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区 C 地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの

( 備 考 省 略 )

別表第 8 建築物の高さの最高限度(第10条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の高さの最高限度	適用の除外
( 省 略 )			
泉新橋榎橋地区地区整備計画区域	A 地区	1 10メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	

( 備 考 省 略 )